

## 平成 23 年 4 月から「障害年金加算改善法」が施行されます。

これまでは障害年金を受ける権利が発生したときに、受給権者によって生計を維持している配偶者や子どもがいる場合で、障害等級が1級または2級に該当する人に加算をしていました。「国民年金法等の一部を改正する法律（平成23年4月1日施行）」により、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった配偶者や子どもがいる場合にも届出によって加算を行うこととなります。

### 平成 23 年 3 月までは

- 受給権発生時に既に生計を維持する配偶者や子どもがいる場合には、受給権発生時（※）から加算の対象でした。  
※受給権発生時における生計維持関係を確認していました。

### 平成 23 年 4 月からは加算の範囲が拡大されます！

- 4月1日より前において、受給権発生後に生計を維持する配偶者や子どもがいる場合には、法施行時（※）から加算の対象です。  
※3月31日における生計維持関係を確認することとなります。
- 4月1日以降、受給権発生後に生計を維持する配偶者や子どもを有することとなった場合は、その事実が発生した時点（※）から加算の対象です。  
※婚姻、出生などの事実が発生した日における生計維持関係を確認することとなります。

### 障害基礎年金の子の加算の運用の見直しと児童扶養手当との関係について

このたびの法律改正により、障害基礎年金の子の加算の範囲が拡大されることで、併せて障害基礎年金の子の加算の運用についても見直しが行われます。

児童扶養手当は、子どもが障害基礎年金の子の加算の対象である場合は支給されませんが、4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子の加算額を上回る場合においては、年金受給権者と子どもの間に生計維持関係がないものとして取扱い、子の加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能となります。

詳しくは下記の照会先までお問い合わせください。

#### ● 児童扶養手当と障害年金の子の加算の間で受給変更ができる場合とは

両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害（国民年金または厚生年金保険法1級相当）の状態にあることで、配偶者に支給される児童扶養手当と障害年金の子の加算で受給変更が可能となります。

#### ● 児童扶養手当と障害年金の子の加算の間で受給変更ができない場合とは

母子世帯や父子世帯の人は、児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更ができません。

#### ◆ 照会先

##### 【障害年金加算改善法について】

・東福岡年金事務所および須恵町役場 住民課 国民年金係 ☎ 932-1467  
(年金の手続については、平成23年4月1日以降に手続きいただきますようお願いいたします。)

##### 【児童扶養手当額や児童扶養手当制度について】

・須恵町役場 子ども教育課 児童扶養手当係 ☎ 932-1459

## 豊かな心と確かな学力を持った子どもを育てます

### 学校自己評価報告会

平成22年度須恵町教育委員会・校長会 学校自己評価報告会（須恵町教育委員会主催）が、2月25日（金）にアザレアホール須恵で行われました。

これは、各学校の成果と課題を町全体で共有することにより、同教育委員会が今後の適切な教育施策の指針とすることを目的に行われたものです。この報告会に、各小中学校の校長や学校関係者、町議会議員、各校区コミュニティなどの社会教育団体などから35人が出席しました。

報告会は、各校長が自校の「自己評価の報告及び成果と課題」の発表を行いました。各15分程度の持ち時間で、重点目標達成のための方策や課題への取り組み、学校関係者評価委員会からの改善点の報告がされました。

その後、全体での協議が行われ、「評価の妥当性と次年度の方向性について」と題して、質問や学校へどのような支援が必要か話し合われました。

須恵第二小学校の羽原哲男校長は「須恵町として『学力向上』と『豊かな心の育成』を目標とし、聴き方、

話し方などコミュニケーション能力を高め、学びの基盤づくりを行っているます。各学校とも特色を生かしながら、さらに課題を解決していきたい。」と話されていました。



### 参加者アンケートから

学校の特色を生かして実践

・それぞれの学校の特色を基盤として目標管理の共通理念が着実に実践されている。

・全体協議の時間をもっと長く。

#### 来年度へ継続性を

・今年度に重点的に取り組んだことが改善され、継続性を持って課題に取り組んだこと、来年度の課題を明確にしており、妥当な評価である。

・議員以外の人たちの意見も取り入れるとより良くなる。

・心の教育、学力向上への努力を続けてほしい。

## 楽しい

## 考古学

39

### 資料館の「蔵出し」

歴史民俗資料館には1万3000点を超える民俗資料が収蔵されていることが明らかになりました。この成果は、昨年4月から3月末までに実施した資料館の収蔵資料の再整理作業によるものです。4名の作業員の女性が1年間かけて資料館の館内、館外、軒下まで隈なく調査し、1点1点台帳を作成しました。汗と埃にまみれての作業の連続でしたが、今回の作業により、全ての資料を把握することができました。

現在、資料館ではボランティア団体「Museum Project」が資料館の収蔵品のデジタルデータベースを作成し、インターネットを通じて公開する作業を



並行して行なっています。今回の成果は、そのデータベースに今後反映されます。資料館の収蔵品の情報が、今後より正確に町内外問わず多くの方々に発信できます。

資料館に展示している昔の須恵町の暮らしを記憶している貴重な資料の数々は、1点1点地道な作業を行うことによってこれからも保たれていくこととしよう。

